

# 賠償責任保険証券



普通保険約款及び特約その他この保険証券に記載したところに従い保険契約を締結し、その証としてこの保険証券を発行します。

## 保険契約者

〒 191-0065

住所 東京都 日野市 旭が丘 6-7-8  
日野平山台住宅 809号

氏名 日野平山台住宅自治会  
自治会長 畠野 正孝 様



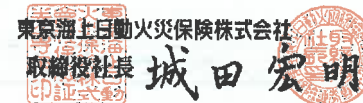
240605 1 B05 121011 000000 00000880  
0001/0001 0001/0001 01/01 0000670#  
9365 6414-1156



電話番号  
携帯番号 090-6029-1228  
FAX

証券番号

Y202383798



印紙税申告納  
付につき麹町  
税務署承認済

本書記載内容がお申込み内容と相違ないかを必ずご確認ください、  
ご不明な点がございましたら代理店または弊社にお問い合わせください。

弊社連絡先 事故の際はただちに●のいずれかにご連絡ください。

営業店  
法人営業D  
☎ 042-523-3241

●代理店/仲立人  
F A 西東京 (田村 正留)  
☎ 042-540-1711

●東京海上日動安心110番(事故受付センター)  
☎ 0120-119-110 24時間・365日対応

弊社ホームページ [www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)

約款をホームページでの閲覧(Web約款)としていただいたことで  
紙の使用量を削減することができました。地球温暖化の防止・軽減に  
向けた取り組みにご賛同いただき誠にありがとうございました。

## 保険期間

令和 6年 6月 25日 午後 4時から 令和 7年 6月 25日 午後 4時まで (1年間)

## 明細数

1

## 保険料のお払込み内容

保険料	総払込保険料 7,700 円 ※総払込保険料は満期まで保険料が払い込まれた場合の総払込金額を表示しております。
払込方法	直接集金 (一時払)
保険料払込期日	初回払込保険料 第2回目以降払込保険料

## 取扱営業店・代理店

営業店	6414 法人営業D	代理店/仲立人	1156 F A 西東京 (田村 正留)
契約者/団体		代理店枝番	

補償内容の詳細につきましては、次ページ以降をご参照ください。



(ご注意)

(通知等変更特約条項が付帯された明細については、保険証券(兼明細書)の「ご注意」欄をご確認ください。)  
☆が付された事項は、内容の変更が生じた際に、遅滞なく弊社にご連絡をいただく必要がある事項(通知事項)です。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。



## 契約全体に関する内容

## 特約条項

名称	保険料に関する規定の変更特約条項
----	------------------

## 補償内容

明細番号：00001

## 商品

商品名	自治会活動特別約款
-----	-----------

## 保険料

明細内訳保険料（1回分）	
賠償責任担保条項保険料	740円
傷害見舞費用担保条項保険料	20円
傷害担保条項（死亡・後遺障害）保険料	2,090円
傷害担保条項（入院）保険料	2,570円
傷害担保条項（通院）保険料	1,360円
費用損害担保条項保険料	920円

## 被保険者

被保険者名	
☆カナ	ヤッカキサイノヒホケンシャ
☆漢字	約款記載の被保険者 様
被保険者数	1名

## 明細精算区分・リスク区分・保険料算出基礎

明細精算区分	
明細精算区分	保険料精算不要
リスク区分・保険料算出基礎	
リスク区分コード	010
リスク区分名称	自治会
☆保険料算出基礎単位	世帯数（世帯）
☆保険料算出基礎数字	95.00

## その他契約条件

適用地域	日本国内のみ
------	--------

## 担保項目・特約条項

賠償責任担保条項	
支払限度額 （対人・対物共通、1事故）	100,000千円
免責金額 （1事故）	0千円
傷害担保条項	
死亡・後遺障害保険金額	1,000千円
入院保険金日額	1,000円
通院保険金日額	500円
費用損害担保条項	
保険金額	50千円
特約条項	
名称	保険料不精算特約条項

## 商品別記載事項

記載事項	
記載事項	自治会の明細
☆カナ	モクコミニツ ユクソノ ヒヒヤマダ イジ ユクケン チカイ
☆漢字	申込人住所の 日野平山台住宅自治会

## 明細合計保険料

総払込保険料	7,700円
--------	--------

## ご注意

- ※ 補償内容の詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される特約条項をご確認ください。事故の内容によっては保険金をお支払いできない場合があります。
- ※ 通知等変更特約条項が付帯された明細において、普通保険約款および特約条項の通知義務に関する規定に記載された事項は、内容の変更が判明した際に、すみやかに弊社にご連絡をいただく必要がある事項（通知事項）です。変更の内容によってご契約を解除することがあります。なお、ご連絡がない場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ※ ☆が付された事項は通知事項に含まれます。保険料算出基礎数字は、明細精算区分が「保険料精算不要」の場合のみ、☆となります。